

(甲斐守護) (甲斐河内領)
武田・穴山両氏の対身延山政策

町 田 是 正

一、プロローグ
二、武田晴信(信玄)の「禁制」をめぐって

三、穴山信君(梅雪)と身延山

- (1) 六代信友の武田同族意識
- (2) 七代信君の武田親族意識
- (3) 信君の禁制をめぐって

四、エピローグ

一、プロローグ

武田家十九代
武田晴信(信玄)と身延山の関係と云えば、きわめて友好的・親密的であったとされている。事実それらを証拠だ
てる幾つかの事例資料が知られている。

- (1) 明版法華経七巻の奉納¹⁾
- (2) 伊豆に於て北条氏と交戦の最中、陣中より松茸貳百本の進上²⁾
- (3) 法主日叙上人に対する悪口僧徒を山内から追放処置³⁾
- (4) 駿州往還二ヶ所会式関の設置⁴⁾

武田・穴山両氏の対身延山政策(町田)

武田・穴山兩氏の対身延山政策（町田）

等々、いずれも身延山外護の友好政策として知られている。尚、父信虎代には甲府穴山小路に信立寺を建立して身延山との關係を深めたことも、よく知られている事蹟である。⁽⁵⁾

また他方では、「信玄の身延攻め」伝説⁽⁶⁾が語られており、身延山と武田氏の確執が喧伝されるなど、身延山と武田氏そして穴山氏が深く関わりの有った事は確かである。

さて諸家の幾つかの研究結果を披見してみると、いずれも身延山擁護の立場から資料等の解釈がなされ、親密友好的であったと評価されてきている。これに対して筆者は「武田信玄禁制」を本小論で取りあげ、従来の資料解釈に少しく異論を提示してみたい。従来この「禁制」についても、身延山保護政策の基本資料として受けとめられてきたものである。しかし「禁制状」であるから、文字通り禁止条項を設けて身延山を統制、禁制の枠組の中に入れた事は当然の事であり、言論・行動に対して厳しい禁止条項が下付されたとしても当然である。戦国武将・甲斐領国支配者の武威が身延山に対して示威されていたと解しても無理はないのではなからうか。

二、武田晴信の「禁制」をめぐる

永禄元年（一五五八）十二月十五日、武田晴信（信玄）は、身延山久遠寺に対して次のような「禁制」状を発給した。

禁制

- 一、殺生禁断之事、付於寺内射弓放鉄炮事
- 一、任代々判、諸役免許之事

一、押買狼藉之事

一、寺家中町中諸公事、任寺法之上者、為衆徒中、向後不可有非分之沙汰之事

一、大坊並僧坊下人之外、或号他之被官、恣借俗家之權威族、町中不可許容之事

一、当国中身延山末寺之事、如先々可為聖人御計之事

一、身延山寺中並町中之事、如先々永代可為不入事

右之条々、任先判、仍如件、

永禄元年十二月十五日 武田信玄（花押）⁽⁷⁾

右の「禁制」立札の条項を考証するに当って、二つ事に留意しなければならない。(一)には、信玄が身延山以外の寺社に発令した禁制状との対校、(二)には身延山に発令した「永禄元年（一五五八）」という年が武田信玄にとって、どのような意義をもつ年次であったかと云うことである。

武田晴信は、いまだ「信玄」と号する以前、(永禄二年(一五五九)五月佐久郡松原神社に願文を捧げ信玄と号す)天文年間中に幾つかの禁制を甲斐領国内の寺社に発令している。二つ

ほど例示してみよう。

(1) 甲斐国東八代郡奈良原・広濟寺禁制

禁制

一、於広濟庵山林、放牛馬剪取草木之事

一、俗徒綺有之候事

一、(大寺の広濟寺一筆者注)閼寺之住持、諸沙汰出門外之事

武田・穴山両氏の対身延山政策（町田）

武田・穴山両氏の対身延山政策（町田）

一、於于敷地致殺生之事

一、門前諸役取之候事

一、山守之宿致之候事

右条々、於于違犯之輩者可処罪科者也仍如件

天文十年^{丑辛}十二月十日⁽⁸⁾

(2) 天文十七年（一五四八）六月、東八代郡米倉・竜安寺に対しての禁制

禁制

一、於于寺中狼藉之事

一、四壁竹木切取之事

一、於于山林、放牛馬並切取草木之事

一、於敷地殺生之事

一、門前押立公事之事

右条々有違背之輩者可処罪科者也、仍如件

天文拾七年^{甲戌}六月吉日（竜朱印）

竜安寺⁽⁹⁾

(1)の天文十年（一五四一）広濟寺禁制、(2)の天文十七（一五四八）年竜安寺禁制の条項を比較対校してみると、条文と条文順序の違いはあるが、禁制の対象とした内容は悉ど同意と云える。

ところが広済寺禁制・竜安寺禁制と、永禄元年（一五五八）の身延山久遠寺禁制を対校してみると、「殺生禁断」の条項に著しい相違のある事に気付く。即ち、殺生禁断の適用範囲（地域）に関して、寺内（久遠寺）・敷地（広済・竜安寺）のごとく範囲を示す字句の表現に違いが見られるものの、両者とも境内寺領を殺生禁断の場所とする事にそれほど相違はない。

然し、身延山の禁制には特に「付・於寺内射弓放鉄炮事」（付・寺内ニ於テ弓ヲ射チ鉄炮ヲ放ツ事）と付則が有ることである。この「寺内射弓放鉄炮事」の禁止条文は、先の広済・竜安寺の禁制はもとより、甲斐領内の他の寺社に對する禁制には全く見ることがない。¹⁰⁾

身延山に対する禁制に限って、「射弓放鉄炮事」の禁止条文が付せられていることは、晴信が身延山の宗教権並に久遠寺の存在について、格段の意を用いていた為めと思われる。この様な禁止条項を付した禁制は、河内領主穴山信君にも継承され、永禄九年（一五六六）十二月十一日の「穴山信君禁制」にも

禁 制

久遠寺

一、殺生禁断之事

付於寺内、射弓放鉄炮事

——以下の条文省略す（本稿六七頁參）¹¹⁾

と発令されている。この「射弓放鉄炮事」の禁止条文が全く見られなくなるのは、穴山信君（梅雪）が天正十年（一五八二）三月に再度発令した禁制以後のことである。次節で改めて穴山信君梅雪の對身延山政策については論究するが、此処では晴信の對身延山禁制を理解する文脈のうえから、天正十年の「穴山信君禁制」を掲示しておきたい。

武田・穴山兩氏の對身延山政策（町田）

武田・穴山両氏の対身延山政策（町田）

禁制

甲斐国身延山久遠寺

- 一、軍勢甲乙人等、乱入狼藉事
- 一、剪採山林竹木事、付放火事
- 一、相懸箭錢兵糧米事

右条々、堅令停止畢、若於違犯者速可処嚴科者也

仍下知如件

天正十歲三月 日

武田梅雪齋⁽¹²⁾

右の禁制の条項は簡略となり、禁止内容も日常的な事に主眼が置かれており、「付射弓放鉄炮事」の字句が消えた事と合せ考えるとき、天正十年（一五八二）という年次が武田氏並に穴山氏にとって大きな意義をもつようである。即ち、天正十年三月十一日、武田勝頼夫妻が天目山麓田野に於て自刃し果てた。（※同年六月三日織田信長本能寺に死す）甲斐武田氏の主流が滅亡した時である。

天正十年初旬は穴山梅雪にとっても一大転機の時であった。二月二十九日梅雪は家康に対して、妻子の保全と本領安堵を申し入れ、翌三月二日家康は梅雪に対して、本領安堵と武田家名存続の保証を織田信長からの扶持として約束す。こうして家康の軍門に降った直後、武田勝頼自刃の悲報を受け、武田本家（穴山梅雪自身が武田親族の意識が強い）の滅亡という悲劇のなか、穴山梅雪が身延山に令した禁制条項の中から「射弓放鉄炮事」の条文が削除されていることは、この条文の有無が、当に武田氏（信玄）の身延山に対する基本政策であったとすべきであろう。随って、旧来喧伝されているように、全面的に武田氏が親密友好・融和の政策を保持していたのではなく、戦国領主・甲斐守

護の立場を誇示しながら、身延山と適当な距離を置いて関係を維持していたと見るべきであろう。

次に永禄元年（一五五八）の晴信禁制の条文中、もう一つ留意すべきことは、「寺内」（境内）の字句と共に「寺家中町中」・「寺中並町中之事」の字句が見られることである。即ち身延山（久遠寺・山内坊舎）の僧侶の動きと共に、身延門前（町）に住居する人々の動向に特別の関心を抱いたことを示し、集住する住民に対して統制を加えようとしているのである。

武田晴信が永禄元年（一五五八）に「付寺内射弓放鉄炮事」の禁止条文を特に身延山に発令したことは、永禄元年

（天文二十二年・弘治元年・弘治三年）

より数えて四年前から越後の上杉謙信と三回にわたる川中島の激戦の直後であり、尚いまだ雌雄の決着がつかず、晴信は信濃守護に任官、翌年佐久郡松原神社に願文を捧げて「晴信」を改め「信玄」と号し、越後上杉勢と一大決戦に備えていた時である。随って四山四川に囲こまれ、要害の地勢に位置する一大宗教勢力の身延山の存在は、信玄にとって背後を脅かす存在であったであろう。「射弓放鉄炮」を禁止することで、身延山内に所蔵されるであろう武器を事実上凍結し、いかなれば「刀狩り」にも相当する禁止条項を発令することで、国主晴信の武威を明確にしておかなければならなかったのではないか。

次に晴信が何故に身延山に限って、他の諸寺には見られない「刀狩り」（武器没収）にも当る禁制を発令したのか、それには当時の身延山の存在（殊に第十五世法主宝蔵院日叙上人）について、理解を得ておく必要がある。

身延山久遠寺が、国主晴信（信玄）の意の如くに行動しなかつた事例が一つ知られている。（信玄に対して違背行動するという極端なことではない）

武田晴信書状（写）

武田・穴山両氏の対身延山政策（町田）

武田・穴山両氏の対身延山政策（町田）

就身延山会職（式）、両口之往覆（復）如恒例申付候、然者舞師之事、諏訪祭礼為稽古履候き、因茲從門徒擯出之由候、言語道断驚入候、惣而或誦経或法会交候儀者、一宗之法度候条不可有俗家之綺候敷、衆人之夏者俗之業候間、如此之擬不審候、至此儀者京都迄指上使者、以道理可申披候、若有兎角人者信玄下山迄罷越、涯分可致問答候、此段上人江御理肝要候、恐々謹言

（年不詳）
九月廿九日

信玄（花押）

（穴山留書）
彦六郎殿

（「雑々留記」）

右の書状の発信年次は不詳であるが、発信名が晴信ではなく、信玄となっている事から「信玄」号を用いた永禄二年（一五五九）以後の書状と思われる。書状の冒頭に身延山恒例の御会式に就て、（十月十一日—十三日）特に会式関を設けて身延詣りの信者に便宜を図ることを記しているが、本書状の主眼は、信玄から穴山信君に対して「諏訪神社祭礼の奉納舞のため、身延山舞師を雇ったが、その身延山舞師は勝手に行動をし、神社の門徒を追い出すなど、身延山舞師の行動は言語道断である」と、憤激をぶつけている事である。而も重ねて舞師の行為についてとやかに弁解する様であれば、信玄が河内の下山館まで出向いて、身延山とも談合する所存である。この事を法主（宝蔵院日叙）上人に対して強く申し入れて置け、と云っており信玄の憤激が書状に書きつらねられている。

右の信玄の憤激の書状は、穴山信君を介して法主日叙上人に届けられ披見したと思われる。即ち日叙上人から穴山信君に対して次の様な返書が送られているからである。

久遠寺日叙書状写

就舞師之儀、大守之御札委令披覧候、然者衆人之事俗業之間、更宗門之法度不被相破之由御内存先以忝候、御理

之段尤雖無余儀候、宗祖已來被制之旨聊子細有之事ニ於意趣者、追而可申披候、此度之儀強而申達者慮外相似候之間、任尊意可令婦寺候、肝要者向後之儀可預御芳免之段、偏ニ可在貴口之条頼入之外無他候、恐々謹言

(金不昧)
十月二日

日叙御判

(穴山信君)
武田彦六郎殿

御宿所⁽¹⁴⁾

久遠寺法主日叙上人から穴山信君への書状であるが、「大守之御札委令披覽候」とあるから、諏訪神社祭礼に當つて身延山の舞師が無礼を働いたとする信玄からの書状を、信君を介して披見したとしている。そして舞師楽人のことは俗世のことであつて、宗門の法度を破り犯したものではない。唯、国守信玄公が舞師の行動は理不尽とする事は尤もなことではある。がしかし、身延山舞師とか楽人の事は、宗祖日蓮聖人の在世の頃から「延年の舞」と称しているものであつて、古来からの伝統で慣習となつている。穴山氏の仲介もある事であるから、舞師は身延山へ帰す様に取り図らうが、とにかく国守から諏訪神社に向いた舞師についてとやかく云われるのは心外であつて、肝心なことは向後、国守から免倒なことを引き起さぬように、よくよく穴山信君から国守信玄に申し入れて欲しい。こうした無理な内容は穴山殿に依頼する以外に方法が無い、と書き送っている。

さて先に見た武田信玄から穴山氏に宛てた書状(註13)は、九月二十九日の日付となつており、穴山氏を仲介として、日叙法主が回答した書状(註14)の日付は十月二日である。仲介者を経緯してわずかに三日の日時しか経過していない。だとすれば諏訪神社祭礼に際して、身延山の楽人舞師のとつた行動は、国守武田氏にとつても、身延山久遠寺にとつても緊急かつ重要な事柄であつたと云うべきであらう。

甲斐守護武田信玄にとつて、領国は一円支配の傘下に治めることが絶対要件であり、武威を以てすれば全て意の如

武田・穴山両氏の対身延山政策(町田)

武田・穴山両氏の対身延山政策（町田）

くに従うものと決めていた。事実信玄の転戦政策を見れば、甲斐領国内外で恣意を貫き通しているのである。然るに身延山久遠寺だけが恣意のごとくにならなかった。特に久遠寺十五世宝蔵日叙法主は、宗祖日蓮聖人の棲山の靈山を護持するとの信念が強く、信玄の恣意に従うことがなかった。そればかりか先の穴山氏宛の返書の中で「此度之儀強而申達者慮外相似候」と書き送り、信玄から身延山の舞師の事に就て意見を差しこまれる事は心外のことと、強く信玄に抗しているのである。

以上、信玄禁制の背景に少しく言及したが、信玄にとって恣意のごとくにならない身延山の姿勢は、或る意味で脅威であったであろう。禁制の中で、寺家中とか町中と禁制適用地域を広げ、射弓放鉄炮事と付条して、武器の凍結をしたことは、国守として当然の処置であったであろう。

諸家によって、身延山と信玄の關係が親密友好的であったとする見方については、「永祿元年武田晴信禁制」を土台にすえて、両者の關係を見ていくことが必要であろう。彼の「信玄の身延攻め」⁽¹⁵⁾伝説なども、単に七面大明神の威徳を顕現することだけでなく、身延山と国主信玄との關係が滑らかでなかった事を背景にして考えるべきであろう。

三、穴山信君（梅雪）と身延山

(1) 六代信友の武田同族意識

穴山氏による河内領支配の基本姿勢は、「武田親族」「武田穴山」を誇示したところにある。殊に六代伊豆守信友（蟬龍齋・円蔵院）と七代伊豆守信君（梅雪・靈泉寺殿）は武田宗家の女を室に迎えて血縁的結びつきを誇示するのである。
（信友の室は信虎の女前公統・信君の室は晴信の女見性院）

信友による武田同族意識を誇示したことを示すものとして、現在身延町下山の南松院に蔵される『大般若経』の奥書がある。即ち天文十六年（一五四七）（菊月）九月、信友は『大般若経六百卷』（内、一二六・一二七の二巻は再興修復時欠巻）を修補して天輪寺へ奉納したが、天文十六年信友が自ら奥書したものの八十二巻の多数を数える。奥書の主なものを紹介しておく。

奉再興願主大檀那甲州河内下山居住武田伊豆守信友、（卷一）¹⁸經師高野山鏡順坊拜書 天文十六祀_未秋菊月吉日成焉畢

再興此全帙大檀那河内下山居住武田伊豆守信友法名号劍江義鉄伏希二世願望皆悉円成天文十六丁未季九月吉日（卷四一）¹⁷

此全部再興大檀那甲州下山居住武田伊豆守信友法名劍江義鉄再興之次（再興時欠巻一二六・一二七の二巻一筆者注）二巻不足書以為全部之野釈一閑齋宗篤
天文十六年十月吉日（卷一二六）¹⁸

奉再興此一部願主甲州河内下山居住武田伊豆守信友季齡四十二歲經師高野山鏡順坊天文十六祀_未秋菊月吉日（卷三六八）¹⁹

奉再興此經全部 願主甲州河内下山居住武田伊豆守信友謹志 伏希祈主福祿寿星子孫茂昌家道紹隆親族和睦郡臣婦仰四辺來服二世願望皆悉円成 三宝証明十六善神常住守護 經師高野山鏡順坊 天文十六祀_未十月十二日謹誌焉（卷五七八）²⁰

武田・穴山兩氏の対身延山政策（町田）

此全部再興大檀那甲州河内下山郷居住本名武田在名穴山伊豆守源信友法名号剣江義鉄伏願現当二世皆悉円満武運長久四辺来服郡臣婦仰親族和陸子孫蕃衍家門常安常樂 天文十六年町田中秋吉日 一閑齋宗篤書之（卷二五一）⁽²¹⁾

先に幾つか摘出した大般若経の奥書の中で、筆者が本稿で志向している問題意識とからめて注目したい第一点は、信友が自ら署記した「武田伊豆守信友」、「武田伊豆守源信友」、「本名武田在名穴山伊豆守源信友」としている事である。そして第二点は再興修復に祈り込めた祈願（願望）の内容である。「伏希二世願望皆悉円成」（四一卷）。「伏願現当二世皆悉円満武運長久……親族和陸子孫蕃衍家門常安樂」（二五一巻）。「子孫茂昌家道紹隆……」（五八八巻）等々とあることから、信友の般若経修復再興奉納の目的が、子孫の繁栄→一門の繁栄→領国の安定へと、同心円的に願望が拡大しており、河内領支配の安定を望んでいる心情を窺い知ることが出来る。

さて信友が何故に大般若経の再興奉納をしたかと云うことである。領国支配者の立場からすれば、政治・経済政策に重点を置くべき筈であるのに、何故に宗教文化的な事業に力を入れたかと云う事である。筆者は此処に、再興奉納をした天文十六年（一五七四）の年次に注目したのである。

甲斐国守武田晴信は、天文十年に父信虎を追放して家督を相続したが、その軍略は信虎以来の信濃進攻にあり、天文十六年には佐久志賀城を攻略、翌年には塩尻峠で小笠原長時を撃破して信濃を併呑し、関東に於ける戦国大名の地歩を固めた。この武田晴信の信濃進攻作戦と並行して、穴山信友が何故に戦勝祈願を主願としないで、子孫繁昌と河内領の安定という内政に主な願望をかけたのであろうか。武田同族を誇示し、武田の末葉を自任する信友が、武田宗家の領土拡大、信濃進攻作戦の成功を祈願しないで、河内領統治に重点を置いていることは重要である。

すなわち、天文十六年六月晴信は、（天文三年に増補五七カ条をもって完成）「甲州法度之次第」二十六条を制定して、武田晴信にとっても、（行政、司法、家臣団）甲斐国統治の

統制・脱政奴
基本法制成立の年として重要であった。筆者が思うに、晴信による甲斐領国の完全統治と安定性が、穴山信友の河内

領支配の目途とする所であったのではないか。信友は武田晴信の姉（南松院）を正室とし、武田宗家との血縁を強化し、天文十年（一五四一）嫡子勝千代（信君）の誕生を見て天文十六年を迎えている。河内領の支配に当って、嫡子の成長・領内の安定・家族の和合・子孫繁栄を祈願することは当然であり、大般若経奉納の願望が成就するためには、武田宗家との結びつき、それ以上に「武田穴山」を内外に誇示する必要があるためである。

(2) 七代信君の武田親族意識

信君は幼名勝千代、後に彦六郎、左金吾と称し、梅雪・不白と号した⁽²²⁾。信君が自署発給した文書が多数残っているが、信君が自ら称している姓名をみると、武田左金吾大夫（葵庵尼画像賛）⁽²³⁾・武田梅雪斎⁽²⁴⁾・武田末葉玄蕃信君等とあり、また身延山法主日叙上人から信君に宛てた書状には、武田左衛門大夫殿⁽²⁵⁾・武田彦六郎殿⁽²⁷⁾とあって、いずれも「穴山」姓は第二義的であり、父信友以上に「武田」同族意識が強い。武田親族の意識は、母南松院が信友の姉であること。正室見性院は信友の娘であるから、武田宗家との姻戚関係は当に同族一家である。

然し「武田」を誇示するのは、専ら穴山信君側であって、武田信玄（晴信）が「武田姓」を称することを全面容認していた訳ではなく、甲斐領国支配あるいは家臣団統制に当っては、信玄は故意とも思える程に「穴山氏」としか表示しないのである⁽²⁸⁾。然るに、晴信（信玄）が、信君の武田姓を称することを禁止しなかった事由は、甲斐武田晴信にとつて、相模北条氏・駿州今川氏の強大勢力と対抗するうえで、甲斐国南部に位置する河内領が緩衝地域の役割を果たしていたので、外交政策上「武田穴山」を利用することが得策であったためかも知れない。

(3) 信君の禁制をめぐって

武田・穴山両氏の対身延山政策（町田）

武田・穴山両氏の對身延山政策（町田）

戦国大名及び国人領主にとって寺社の保護と統制も、領国支配の中で重要な位置を占めていた。中世から近世にかけて、社寺と領民との深い関わりを思うとき、社寺の統制と保護が、そのまま領民の支配へと繋がっていたのである。

中世から近世の守護・諸大名がそうであったように、穴山氏の場合にも生前中に自己の墳寺（菩提寺）を創建開基し、その寺で出家の形式をとり、寺領を寄進し、勢力の保全と拡大を図り、死後は墳寺に葬られ、法名を冠寺名とした。⁽⁸⁸⁾ 即ち、居館地域に寺院を創建し、その地域を開拓して寺領として確実な把握（検地の実施）することで、穴山氏の支配力を強化し、^(在地農民・在地武士・小志衆) 下部組織を統一して、支配系統を一本化していったのである。

穴山氏は歴代の菩提寺に寺領を寄進して保護を加えている。例えば六代伊豆守信友が、南部地に円藏院を創建墳寺となし、新地を開拓し寄進した状況は、同院に所蔵される「信友判物」から窺うことが出来る。⁽⁸⁹⁾ また七代信君（梅雪）も息女を喪ったとき、江尻城主であった彼はその菩提のために、駿州松野の地を身延塩沢郷と代替寄進して、菩提寺を創し、身延山十五世宝蔵日叙上人を開山に迎え、永代供養を強く命じている。⁽⁹¹⁾

穴山氏の宗教政策のなかで、特筆すべきことは七代信君が身延山久遠寺に対して「禁制」を発給していることである。

永禄元年（一五五八）十二月十五日、武田晴信は身延山に対して「禁制七カ条」^(本小稿第二節「信玄禁制」の項参) を発令したが、穴山信君も同年同月同日「穴山信君判物」として、身延山衆中に対して、晴信禁制中第七条と全く同文の内容を発給している。

身延山寺家並町之事、如前々永代可為不入者也、仍而如件

永禄元年十二月十五日 信君

身延山衆中⁽³²⁾

晴信と同様に身延山の不入権を認めているのである。そして又、八年後の永禄九年に信君は、先(永禄元年十二月十五日付)の晴信禁制と全く同意文の禁制状を身延山に発給しているのである。

禁制 久遠寺

一、殺生禁断之事

付於寺内、射弓放鉄炮事

一、任代々判、自来(永禄中)丁卯歳、諸役免許之事

一、押買狼藉之夏

一、寺家町之諸公事、任寺法之上者、為衆中向後不可有非分之沙汰之事

一、大坊並僧坊之下人之外、或号他之被官、恣借下山之權威族、一人宿中許容之事

右自今以後、別而可加外護之間、於違犯之懸者、可処嚴科者也、仍如件

永禄九年丙臘月十一日 信君(花押)

右の禁制の二条に「任三代々判」とあることから、信君以前すでに諸役が免許されていたことが解る。

※信君禁制の永禄九年(一五六六)から八年遡って、永禄元年十二月の晴信禁制第二条に「任代々判諸役免許之事」とあることから、晴信(信玄)以前から既に免許され、身延山久遠寺が武田氏によって外護されていた一端を知ることができる。

また信君禁制の五条に「恣借下山之權威族一人宿中許容之事」ともあって、恣りに信君の權威を笠にして宿中居住することを禁じて久遠寺に外護を加えている。

武田・穴山両氏の対身延山政策(町田)

武田・穴山両氏の対身延山政策（町田）

さて、永禄九年の信君禁制は条文の全体からすれば、身延山を庇護している如くに理解されるのであるが、第一条に「付・於時内、射弓放鉄炮事」とある事に注目したのである。晴信（信玄）禁制を承けて、何故に信君も「付於寺内射弓放鉄炮」の字句を禁制状に付加しなければならなかったか、と云うことである。（寛永元年（一五七〇）山内領に代りて城主）駿州江尻城主・河内領下山城主として、武田親族でありながら、何故に信君特有の禁制状を発給できなかったのか。否、武田親族であったが為に、武田の威光をそのまま禁制に表現したのであろうか。

禁制第一条の

殺生禁断之事 付於寺内、射弓放鉄炮事

この禁止条文を字句通りそのまま解すれば、身延山の境内に於て、弓矢を放ち、鉄炮を射って殺生行為は絶対まかりならぬ、と云うことで、身延山内に於ける殺伐行為を禁じて久遠寺を保護している如くであるが、然し特に付則条文として「射弓放鉄炮」としている事は、久遠寺内に武器となるものを備えることを禁止することを言外に表現したもので、武器類の凍結、更には刀狩りにも当る器具類の没収にも当る禁止条文であるように思える。

すでに第一節でも言及した様に、「付射弓鉄炮事」の条文が見られなくなるのは、天正十年（一五八二）三月、信君が再度、身延山に発給した禁制状からである。

禁 制 甲斐国身延山久遠寺

一、軍勢甲乙人等、乱入狼藉事

一、剪採山林竹木事、付放火事

一、相懸箭錢兵糧米事

右条々、堅令停止畢、若於違犯者速可処敵科者也、仍下知如件

天正十歳三月 日 武田梅雪斎

この天正十年の禁制状から「付射弓放鉄炮事」の字句が消えたことと、もう一つ署名が「武田梅雪斎」となっていて、堂々と「武田」姓を名乗り、「仍下知如件」とあって、武田宗家に遠慮することなく、全く信君梅雪の意によって、対身延山保護の制状を発給していることである。

天正十年三月十一日武田勝頼夫妻は天目山麓田野で自害、甲斐源氏武田宗家は二十代で滅亡した。この時、信君

(梅雪) のとつた行動が後世背信の梅雪として汚名を残すこととなった。筆者個人としては、梅雪の背信的な行動に

ついて弁護したいが今はしばらく置く。ともかくも、武田宗家の滅亡を機にして、「射弓放鉄炮」の字句が消えたことは、この字句の有無こそが武田氏の身延山に対する態度であり、穴山氏の姿勢であったと考えられる。

穴山信君の居館下山から身延山久遠寺まで僅かに一里余、梅雪は娘を喪った際に菩提寺を身延山内に創して久遠寺

との関係を深める。他方では「武田穴山」として禁制状を発して、身延山と或る距離を置いている。穴山氏の対身延山政策は、甲斐守護として、信君よりは一段上級権力者たる晴信(信玄)の意向に沿いながら禁制状を発給し、本音の部分で武田宗家とは距離を保ちつつ身延山外護に意を用いていた。

四、エピソード

筆者は先に本誌上に『甲斐国河内領・穴山氏とその支配構造』(棲神五八号)と題して、主に穴山氏の河内領拡大支配の構造を説明することを試みたが、先の拙稿の宿題として「穴山氏、特に信君と身延山との関係——信君の宗教

武田・穴山両氏の対身延山政策(町田)

〔註〕

(1) 久遠寺藏・明版法華經一部七卷の裏扉に晴信自署で「寄進・甲州身延山久遠寺・從四位下武田大膳大夫兼信濃守晴信(花押)・天文十九庚戌年十一月念四日」とある。尚明版については版本に「景泰二年(一四五一筆者註)七月初九日」と版記されている。

(2) 武田晴信書状「長々在陣、雖然逐日関越任存分可御心易候、仍此表初ニ候間、松茸式百本進上之候、御賞翫可為本望候……八月廿七日信玄(花押)久遠寺机下」(新編甲州古文書第二卷、一三六一号史料)。

(3) 武田晴信書状「身延山之住侶兩三輩、掲日叙上人之願名、捧解状披看之其過失一無証拠、速彼悪徒等可有追放寺中、然則於分國不可許容、以此旨染筆候、恐々謹言、三月廿五日 信玄(花押) 彦六郎殿」(新編甲州古文書第二卷、一三五九号史料)。

(4) 武田晴信書状「就身延山会職、兩口之往覆如恒例申付候……九月廿九日、信玄(花押) 彦六郎殿」(新編甲州古文書・一三六三号史料)。

(5) 広教山僧立寺刊「僧立寺略史」(一九七四年改訂版)に信虎関係文書収録。

(6) 日潮撰「本化別頭仏祖統紀」(本満寺刊・三〇四頁)。

(7) 武田晴信禁制写(「新編甲州古文書」・角川書店刊・史料№一三五五号)以下本書所収の資料は「甲州古文書№〇〇〇号」と略す。

(8) 「甲州古文書」№九七五号

(9) 「甲州古文書」№一〇六九号

(10) 徳川奉行連署禁制「慶長十二年禁制円蔵院」「慶長十一年禁制海岸寺」ちなみに「禁制海岸寺」(北巨摩郡須玉町上津金)の例を示しておく。

禁制海岸寺

一、於寺中殺生之事

一、山林叵採伐之事

一、於寺中狼藉之事

一、山江野火付候事

一、立木えひで松けずり取事

(11) 「甲州古文書」№一三五八号

(12) 「甲州古文書」№一三六九号

武田・穴山両氏の対身延山政策(町田)

武田・穴山両氏の対身延山政策（町田）

(13) 「甲州古文書」№一三六三号

(14) 「甲州古文書」№一三七一号

(15) 註(6)参照

(16) 身延町下山・南松院宝蔵収

(17) 前同

(18) 前同

(19) 前同

(20) 前同

(21) 前同

(22) 穴山信君の名前について、「新編甲州古文書・第二巻」所収の關係文書（判物・官途状・名字状・感謝状・印判状・禁制・書状）をみると、永禄年中は信君、元亀中頃までは左衛門大夫、天正初年は玄蕃頭、天正八年三月除髪して梅雪、天正九年不白、天正十年梅雪齋とある。

(23) 南松院蔵・永禄九年（一五六六）臘月の贊

(24) 天正十年三月、信君禁制の署名（甲州古文書№一三六九号）

(25) 永禄十四年三月十二日信君印判状署名（清水市史資料№四三三号）

(26) 甲州古文書№一三七〇号

(27) 甲州古文書№一三七一号

(28) 晴信が信君の權威をしのぐ一例として、諏訪神社祭礼に当って、身延山の楽人舞師が無礼の行動をとったとき、「信君宛書状」の中で「……若有兎角人者信玄下山迄罷越、涯分可致問答候、此段上人江御理肝要候……」と、信玄が自ら下山まで出て向いて久遠寺と談合するから、この旨を日叙法主に急度申し入れて置け、と強い調子で命令している。歴然たる信玄と信君の力の差を見せつけている。

(29) 穴山氏が法号を冠寺とした諸寺を列記しておく。

三代信介・天輪寺殿英中俊公大禪定門―身延町下山天輪寺開基

四代信懸・建忠寺殿中翁道義居士―南部町本郷建忠寺開基

- 五代信綱・竜雲寺殿一株義松禪定門―下山竜雲寺開基
 六代信友・円藏院殿創工義鉄大居士―南部円藏院開基
 信友室南松院・南松院殿葵庵理誠大姉―下山南松院開基
 信懸兄乙若丸・松岳院殿大華に公大居士―南部町中野松岳院開基
 信君女延寿院・延寿院殿妙正日敞大姉―身延山延寿坊開基
- (30) 信友が南部円藏院を創建して寺領を守進した状況については、拙稿「穴山氏とその支配構造」(棲神五八号・昭和六一年三月刊六二―六七頁参照されたい)
- (31) 穴山信君判物写「前略：塩沢之郷為松野改替進置之上者永代不可有相違事。…略：天正十年壬午二月二日不白(印)」(甲州古文書№.一三六八号) 穴山勝千代世判状「前略：延寿院牌所竝寄進之地、如亡父判形永代不可有異儀事…：天正十一年癸未十二月廿三日、勝千代(印)」(甲州古文書№.一三七六号)
- (32) 穴山信君判物写(甲州古文書№.一三五六号)
- (33) 穴山信君禁制(甲州古文書№.一三五八号)